

1 業務の名称

富山県ウェルビーイング指標等活用支援・データベース構築業務

2 業務の目的

富山県（以下「県」という。）では、「ウェルビーイング（well-being）^{※1}」を富山県成長戦略（令和4年2月策定）の中核に据え、県民一人ひとりのウェルビーイング向上のための各種取組みを進めている。

取組みの基本となるデータを取得するため、令和4年度に県民意識調査を実施し、その結果を踏まえ、主観的、持続的、多面的なウェルビーイングを捉える独自の「富山県ウェルビーイング指標」を策定、公表するとともに、令和5年度においても引き続き調査を実施し、継続的なデータ収集を図っている。^{※2}

県では、この指標に基づくデータを政策形成に活用する取組みを進めている。政策立案においては、様々な属性の組合せによるデータ（富山県ウェルビーイング指標以外の関連客観統計データ等も含む。）の動向を分析し、仮説を立て、課題やターゲットとなる県民層、事業実施により目指すターゲット県民層のウェルビーイング向上効果を整理した上で、ウェルビーイング向上に資すると考えられる事業成果（アウトプット、アウトカム）と、その成果に繋がると考えられる事業等（インプット）を逆算的に検討する手法を取り入れ始めたところである。^{※3}

本業務では、以下の①②を目的として、県職員向けの研修等（以下、「研修」という。）を実施するものとする。

①富山県ウェルビーイング指標及びこの指標に基づく県民意識データ（以下、「指標・データ等」という。）を含む各種データを活用して施策設計等を行うために必要なデータリテラシーを県職員に習得させる

②データ活用の視点がきっかけとなり、職員対話の活性化、対話を通じた施策のブラッシュアップ、ひいては個々職員の職務に対するエンゲージメント向上につなげる

合わせて、指標・データ等の整理・整形、データ分析、分析結果のダッシュボード化などを簡易に行うことができる庁内データベース・プラットフォームを構築し、研修内容に実機操作・活用も盛り込むことにより、職員が日常業務において積極的にデータを活用する環境を整備し、ウェルビーイング指標等を活用した政策形成・執行・効果検証プロセスに繋げていくことを目的としている。

※1 ウェルビーイング（well-being）：心も身体も社会的にも満たされた状態、実感としての幸せなどを表す。

※2 富山県ウェルビーイング指標（令和5年1月公表）

<https://www.pref.toyama.jp/100224/toyama-wellbeing-indicator.html>

指標の動向は、ウェルビーイング県民意識調査結果を参照

令和4年度 https://www.pref.toyama.jp/100224/220131wellbeing_chosa.html

令和5年度 https://www.pref.toyama.jp/100224/r5wellbeing_chosa.html

※3 政策形成への富山県ウェルビーイング指標の活用

<https://www.pref.toyama.jp/100224/kensei/kenseiunei/soshiki/19/100224.html>

3 委託業務の期間

契約締結の日から令和7年3月25日(火)とする。

詳細は、「5 スケジュール」に基づき実施すること。

4 業務の内容

上記の目的を達成するため、受託者は次の業務を行うものとする。

(1) 研修の実施

- ① 指標・データ等を性別・年代・職業分野など、様々な属性別に平均値や割合等を比較するなどして読み解き、その意味を考え、課題発見や施策ターゲット設定に繋げるなど、データを活用した施策設計等に必要となるデータリテラシーの習得に資する研修を実施すること。また、自分の仕事を、県民のどのようなウェルビーイング向上に資しているかといった観点から再考し、仕事の意義ややりがいをつかみ直すことにもつながる研修となるよう努めること。
- ② 研修の会場は県庁内会議室を想定しているが、より適切な会場等があれば提案すること。なお、会場費等が発生する場合は、契約上限額の範囲内で実施すること。
- ③ 研修では、本業務で構築するデータベースを可視化したBIツール(仕様書4(2))を用い、その操作・活用についても研修内容に盛り込むこと。
- ④ 研修の構成・プログラム、開催頻度、事業者と県の役割分担(例：指標を活用した施策設計モデル紹介等の講義は県が担当する、紙媒体資料を用いる場合は事業者が印刷し持ち込む等)、研修内容のアーカイブ化による庁内展開・活用等は提案に基づき、県との協議により決定するものとする。(なお、プログラム詳細の検討、研修等の実施は、富山県ウェルビーイング推進課や庁内関係課も参画しながら進める形を想定している。)
- ⑤ 「政策形成への富山県ウェルビーイング指標の活用」を参照のうえ、「施策設計図」を用いて政策形成や効果検証を行っていくうえでの課題感を提案に盛り込むこと。
- ⑥ 受託候補事業者決定後、速やかに富山県ウェルビーイング推進課と打合せを実施し、上記内容の調整を行うこと。

(2) データベースの構築(データ整形)、データの可視化

① 富山県ウェルビーイング県民意識調査のデータ整形

県は、受託者に対して、ウェルビーイング県民意識調査結果データ(令和4年～6年度調査分、excel形式。以下「ウェルビーイングデータ」という。)を提供するものとする。

なお、意識調査は後年度においても継続する予定であるので、データベース構築にあたっては、データの追加蓄積についても配慮すること。

受託者は、ウェルビーイングデータの集計、分析、可視化等のため必要なデータ整形等のデータベース構築を行うものとする。

なお、データ整形等の履歴が確認できるよう記録しておくこと。

② BI ツールの導入、①で整形したデータの集約

- (ア) 県庁内でのデータ分析、閲覧のための BI ツール等を導入すること。ライセンスは、本県に適した形態・規模を提案すること。
- (イ) ライセンスは、本業務の委託契約締結後、県との協議により設定した期間において使用可能なものとする。
- (ウ) ローコード、ノーコード等により使いやすい操作性のツールとすること。
- (エ) ツール上で作成したダッシュボード等を県庁内で共有し、必要な分析、データの比較をできるようにすること。また、フィルタ機能等を利用したインタラクティブな閲覧ができるようにすること。
- (オ) BI ツールは、県の利用環境 (Microsoft 社の「Power BI (無料アカウント)」は県職員の PC に内蔵されている。) において適切に動作するものであるとともに、県のセキュリティレベルに影響を及ぼす恐れのある特殊な設定・作業を必要としないツールを選定すること。Power BI 以外のツールの提案も可能とするが、庁内 LAN のセキュリティの関係上、利用が困難となる可能性もあるため、その場合を想定した代替ツールも想定・提案すること。

③ BI ツールによるデータ分析、ダッシュボードの作成・庁内共有
最適なグラフや図等でビジュアル化して表示できるようにすること。

- (ア) BI ツールで可能なデータ分析方法を提案すること。
- (イ) 必要なデータ等を集約して、フィルタ機能等によりインタラクティブに表示するダッシュボードを作成すること。なお、デザインや機能は提案によるものとし、上記 (1) の研修参加者の意見等を踏まえた修正も反映のうえ、最終的に県との協議により決定する。
- (ウ) 利用マニュアルを制作すること。
- (エ) ダッシュボードは、将来的なインターネット上での公開のほか、Microsoft 社のパワーポイント、ワード、エクセル等への掲載便宜性にも配慮して作成すること。

(3) サポート関連業務

- ①上記 (2) の BI ツールの利用に関して、必要なテクニカルサポートを行うこと。
- ②①のほか、緊急時に対応可能な連絡体制を確保すること。

(4) その他データ利活用のための分析等

上記 (1) (2) のほか、別のツール・手法により、ウェルビーイングデータの効果的な活用が可能である場合は、積極的に提案すること。

また、将来的に、富山県オープンデータポータルサイト^{※3}とやま統計ワールド^{※4}で使用可能な統計データ等から選定し、上記 (2) で導入した BI ツールの機能を拡張・追加し、ウェルビーイングデータと連携した活用を想定していることから、業務にあたって留意すること。(上記 (1) ~ (2) の業務において予め可能な作業がある場合は、積極的に提案すること。)

(関連するデータの参考例)

- ・人口移動調査

- ・ 国勢調査
- ・ 毎月勤労統計調査
- ・ 家計調査
- ・ 県民経済計算

※3 <https://opendata.pref.toyama.jp/>

※4 <https://www.pref.toyama.jp/sections/1015/index2.html>

(5) その他

- ① 本業務の全体進行管理を行うこと。
- ② 本仕様書に定める内容以上の企画、運用などが可能であれば、項目や内容の追加、充実を含め、趣旨・目的に沿って、契約上限額の範囲内で自由に提案すること。

5 スケジュール（予定）※

令和6年5月中旬	受託候補者決定、契約内容調整
5月下旬	契約締結、打合せ 令和4、5年度ウェルビーイングデータの提供
8月中旬目途	仕様書4（2）データベース構築、データ可視化（令和4、5年度分）
8月末～9月上旬	令和6年度ウェルビーイングデータの提供 ※データ提供時期、研修の時期を踏まえ、研修に活用できるよう努めること。
8～10月	研修等開催
11月以降	研修で出た意見等を踏まえ、データベース、BIツール等を修正

※上記を原則とし、県と随時調整のうえ、業務を実施すること。

必要に応じて11月以降も研修を実施することは可能である。

6 納入物品

- (1) 業務完了・実績報告書（紙・電子媒体 各1部）
- (2) 本業務で実施した研修等のために作成した教材等
- (3) BIツールの導入、ダッシュボード作成等を確認できる資料等
- (4) その他、富山県が必要と認めた資料

7 その他留意事項

- (1) 本業務に伴い取得した個人情報を本事業以外に利用しないこと。個人情報の取扱いにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、県が保有するものとする。
- (3) 成果物については、原則として富山県が複製し、若しくは翻訳、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。ただし、制作の都合上止むを得ず、著作権を富

山県に譲渡できない写真、文章等を使用する場合は、事前に富山県成長戦略室ウェルビーイング推進課に申し入れを行い、了解を得ること。富山県に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度、県と協議すること。

- (4) 特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっているものを使用するときは、受託者がその使用に関する一切の責任を負うこと。
- (5) 業務完了するまでの過程において、緊密に状況を報告すること。
- (6) 受託者は本業務を履行するにあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害の賠償を行うものとする。
- (7) 受託者が本業務の履行に要する一切の経費は、契約金額に含むものとする。
- (8) 受託者は、本業務の処理を自ら行うものとし、他の者にその処理を委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の書面による承認を受けたときは、この限りでない。
- (9) この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託事業に係る会計関係書類については、当該委託事業が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- (10) 本仕様書は、プロポーザル用であり、契約は内容協議を行ったうえで締結するものとし、契約内容については、協議の中で企画提案書等の内容から変更・修正する場合がある。
- (11) 本仕様書に記載された業務に加え、プロポーザルにおいて提案した企画にかかる業務についても、あわせて実施すること。
- (12) 本仕様書に定める内容以上の企画、機能、運用などが可能であれば、積極的に提案しながら進めること。
- (13) この仕様書に定めのない項目については、受託者と富山県が必要に応じて協議するものとする。